

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系ポンプ（C）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
2	1号機	主蒸気系リード管の浸透探傷検査において、非破壊検査用ノズル部の溶接部に浸透指示模様が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
3	1号機	プラントデータ採取用印字装置（7）の用紙送り機構内部品に破損が認められたため、当該部品を交換	G III	
4	1号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の出口導電率計に指示値不良が認められたため、当該導電率計を点検・調整	G III	
5	3号機	タービン建屋換気空調用主排気ファン建屋1階退域ゲート脇に敷設されている排水配管の腐食部より雨水の浸入（約3リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
6	3号機	タービン建屋換気空調用主排気ファン建屋内雑廃水サンプタンクレベル異常を示す警報が誤動作により発生したため、当該レベル警報回路を点検修理	G III	
7	3号機	原子炉建屋5階換気空調系給気冷却器のドレン受け皿の腐食部より結露水のリーク（約8リットル）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
8	4号機	取水設備の配管ダクト内サンプポンプ（C）の点検において、シャフトスリーブのシャフトへの固着が認められたため、当該シャフトスリーブを交換	G III	
9	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系主給気ファン出口の伸縮継手部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
10	4号機	気体廃棄物処理系排ガス脱湿塔（B）の再生時、排ガス抽出器出口流量調整弁（4台）に、シートリークの可能性が認められたため、監視を継続	G III	
11	5号機	タービン建屋換気空調系常用冷却装置（E）の送風機（A）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
12	5号機	循環水系配管用電気防食装置基準電極の電圧調整時期が近いことを知らせるための注意喚起用警報の表示が認められたため、当該装置を点検・調整	G III	6月24日再審議にてグレード変更対象外→G III
13	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）室上部機器ハッチのシート養生部より雨水の浸入（約1リットル、汚染なし）が認められたため、当該シート養生部を点検・補修	G III	
14	集中環境施設	洗濯廃液処理設備脱塩塔の再使用水入口圧力調節弁駆動部より水のリーク（約9リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
15	その他	水処理設備排水処理装置の中和ポンプ出口流量計に、フロート固着による指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・修理	G III	